

○東京工業大学における公欠の制度に関する申合せ

令和元年11月28日
教育・国際連携本部制定

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京工業大学（以下「本学」という。）における公欠の制度（以下「公欠制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて「公欠」とは、本学の学生が、本学が認める一定の事由によりやむをえず授業を欠席した場合、これを欠席扱いとはしない取扱いをいう。

(対象学生)

第3条 公欠制度の対象学生は、本学の学士課程又は大学院課程に在学する学生、科目等履修生、特別聴講学生及び海外交流学生のうち、授業科目の履修が認められている者とする。

(対象授業科目)

第4条 公欠制度が適用される授業科目は、原則として、学士課程及び大学院課程の全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、演習若しくは実験等を行う授業科目、グループワーク等を要する特殊な形態の授業科目又は集中講義形式の授業科目については、原則として、公欠制度は適用されない。ただし、授業担当教員の判断により、公欠制度が適用される場合がある。

(適用事由)

第5条 公欠が適用される事由、公欠の期間の目安、届出時の必要書類及び届出時期は、別表のとおりとする。

(手続き等)

第6条 学生は、別表に規定する事由が生じたことにより公欠を希望する場合は、別に定める公欠届に、別表に定める添付書類を添えて、教務課又は留学生交流課（以下「教務課等」という。）を通じて学長に提出するものとする。

2 教務課等は、前項の届出があったときは、別表により公欠が適用される事由に該当することを確認した上で、当該学生が公欠制度の適用を希望する履修科目の授業担当教員宛に、公欠の適否について照会するものとする。

3 前項の照会を受けた授業担当教員は、公欠の適否を判断し、適当と認める場合には、公欠を許可する期間又は授業回数及び次条に規定する学生への配慮の内容を明らかにして、教務課等を通じて当該学生に通知するものとする。

(学生への配慮義務)

第7条 授業担当教員は、公欠が適当であると認めた学生から求めがあった場合は、当該学生に対して、必要に応じて、公欠期間中の授業において使用した教材及び補足資料等を提供すること等により、履修上の不利益が生じないように配慮するものとする。

2 前項のほか、授業担当教員は、期末試験実施日に公欠が適当であると認めた学

生に対しては、追試験又は課題提出による評価等の配慮を行うものとする。

(公欠制度の適用除外等)

第8条 第6条の規定により公欠が適当であると認めた場合であっても、公欠の期間が長期間にわたることにより、当該授業科目の単位を取得することが困難であると授業担当教員が判断した場合は、当該授業科目の履修申告を不許可とする場合がある。

2 第5条に規定する公欠が適用される事由に該当しない場合であっても、授業担当教員等の判断により、欠席扱いとしない等の特別の配慮をする場合がある。

(雑則)

第9条 この申合せに定めるもののほか、公欠制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、令和元年11月28日から施行する。

別表 (第5条関係)

公欠事由	公欠として認められる期間の目安		届出時必要書類	届出時期の目安
(1) 学校保健安全法施行規則 (昭和33年6月13日 文部省令第18号。以下「施行規則」という。) 第18条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染しているおそれがある場合	施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準のとおり (右記診断書等に記載されている出席停止の期間のとおり)		医療機関発行の診断書又は治癒証明書	公欠事由該当期間終了後1週間以内
(2) 親族 (配偶者及び2親等以内の親族に限る。以下同じ。) が死亡した場合	配偶者及び1親等 (父母・子)	連続する7日以内 (休日を含む。)	会葬礼状その他の事実が確認できる書類	公欠事由該当期間終了後1週間以内
	2親等 (祖父、母、兄弟・姉妹、孫)	連続する3日以内 (休日を含む。)		
(3) 裁判員制度による裁判員若しくは裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員若しくは補充員に選任された場合	事実が確認できる書類により、学長及び授業担当教員が必要と認めた期間		裁判所又は検察審査会事務局からの通知書その他の事実が確認できる書類	事実が確認できる書類到着後から公欠事由期間開始前まで
(4) 災害等 (特別警報又は気象警報が発表された場	事実が確認できる書類により、学長及び授業担当教		罹災証明書、公的機関等	公欠事由が発生してか

合等) により現に居住している住居若しくは親族の住居の被災又は住居等からの通学手段の遮断に伴い通学が著しく困難な場合(本学の所在地に災害等が発生し、休講となった場合を除く。)	員が必要と認めた期間	の証明書その他事実が確認できる書類	ら相当の期間内
---	------------	-------------------	---------